

新冠町立日高判官館青年の家廃止に伴う
使用済み備品の「無償譲渡会」のご案内

長年に渡り、町民の皆様にご利用いただいております「青年の家(宿泊棟)」は、令和7年7月1日より廃止としております。廃止に伴い、施設で使用されていた備品の一部を、ご希望の町民の方へ無償で譲渡いたします。ご家庭や団体等でご活用ください。

※体育館については、「判官館体育館」として運営しております。

記

1. 譲渡対象 新冠町内在住の方、及び町内各種団体・事業所
2. 譲渡期間 令和7年11月4日(火)～11月18日(火)
午前10時～正午 午後1時～3時
※事前の下見はできません。
3. 会 場 旧新冠町立日高判官館青年の家（新冠町字高江16番地の2）
4. 譲渡備品 事務机、パイプ椅子、キャビネット、ロッカー、空気清浄機、
電子ピアノ、黒板、布団、その他
5. 譲渡方法
 - (1) 先着順で希望者に無償譲渡いたします。受付にて氏名・連絡先を受付簿にご記入いただき、「受付番号・付箋・ペン」をお渡しいたします。
 - (2) 希望する備品については、お渡しした付箋に受付番号を記入し直接備品に貼り付けてください。
※既に付箋が貼ってある備品については譲渡予定備品となっておりますのでご了承ください。
 - (3) 備品の運搬は、譲渡期間内に行ってください。
運搬作業はすべて譲渡希望者自身で行っていただきます。
 - (4) 希望する備品があった方には、「備品譲渡申込書」をお渡ししますので、運搬日までに必要事項をご記入の上、担当職員までご提出ください。
 - (5) 譲渡期間中、職員が常駐しておりますので、ご不明な点がございましたら申し付けください。
6. そ の 他
譲渡後の返品・交換はできません。必ず現状渡しとなりますのでご了承ください。

問い合わせ先
新冠町教育委員会社会教育課（レ・コード館）
担当：早瀬・成田
TEL：0146-45-7833